

岩手県告示第 495 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、公共測量の実施（平成 19 年岩手県告示第 664 号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から通知があった。

平成 20 年 6 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也